○農林水産省告示第千九十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第101876号

変更前　東京都港区麻布十番二丁目14番３号

変更後　東京都港区元麻布三丁目10番23号麻布ネストビル４階

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第108637号

変更前　くみあい30ＩＢＣＤＵ窒素

変更後　くみあい30ＩＢ・ＣＤＵ窒素

○農林水産省告示第千九十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第93567号	家庭園芸用複合肥料	家庭園芸用複合肥料３号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、国家情報局に調査官を置く規則を次のように定める。

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

国家情報局に調査官を置く規則

1　国家情報局に、併任の者を除き、調査官十二人を置く。

2　調査官は、命を受けて国家情報局の事務に従事する。

附　則

1　この規則は、令和八年七月三十一日から施行する。

2　内閣情報調査室組織規則（昭和五十一年十二月二十三日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣衛星情報センター組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣衛星情報センター組織規則の一部を改正する規則

内閣衛星情報センター組織規則（平成十三年三月二十九日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第１条中「第四条の三」を「第四条の二」に改める。

附　則

この規則は、令和八年七月三十一日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣情報調査室に内閣情報分析官等を置く規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣情報調査室に内閣情報分析官等を置く規則を廃止する規則

内閣情報調査室に内閣情報分析官等を置く規則（平成二十年三月三十一日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和八年七月三十一日から施行する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件（平成十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、令和八年七月三十一日から施行する。

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

別表国家安全保障局の項の次に次のように加える。

国家情報局	国家情報局長

別表内閣情報調査室の項を削る。

個人情報の保護に関する法律第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令第三十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件（平成十七年三月十五日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、令和八年七月三十一日から施行する。

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

別表国家安全保障局の項の次に次のように加える。

国家情報局	国家情報局長

別表内閣情報調査室の項を削る。